

広島県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十六年
広島県告示第九号で認可した都市計画道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画公園事業

六・五・一号 東広島運動公園

三 事業施行期間

昭和六十年十一月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし